

**平成29年度**

**教育委員会事務事業点検・評価結果報告書**

**平成30年3月**

**いちき串木野市教育委員会**

## 目次

### I いちき串木野市教育委員会の事務事業の点検・評価の概要について

1. 教育委員会行政評価制度の概要	1
2. 平成29年度いちき串木野市教育委員会の取組み方針	1 ~ 2
(1)点検・評価方法	
(2)点検・評価対象事業	
(3)評価の流れ	
(4)行政評価会議委員	
(5)点検・評価のスケジュール	

### II いちき串木野市教育委員会の事務事業の点検・評価結果について

1. 平成29年度いちき串木野市教育委員会重点施策点検・評価項目	3
2. 平成29年度いちき串木野市教育委員会重点施策評価調書	4 ~ 8

### 資料

重点施策に関連する主な事務事業項目	9
重点施策に関連する主な事務事業一覧	10 ~ 14
いちき串木野市教育委員会行政評価会議設置要綱	15

## 1 いちき串木野市教育委員会の事務事業の点検・評価の概要について

### 1 教育委員会行政評価制度の概要

平成18年12月の教育基本法の改正及び平成19年3月の中央教育審議会の答申等を踏まえ、平成19年6月に地方教育行政の組織及び運営に関する法律（以下「地教行法」という。）が改正され、平成20年4月から施行された。

地教行法の改正目的である「教育委員会の責任体制の明確化」の一つとして、同法第26条の規定に基づき、教育委員会が毎年その権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価（以下「点検・評価」という。）を行うことが義務付けられたことに伴い実施するものである。

また、その結果に関する報告書を議会に提出するとともに、公表することも規定された。（以下「条文抜粋参照」）

《参考》地方教育行政の組織及び運営に関する法律抜粋

（教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等）

第26条 教育委員会は、毎年、その権限に属する事務（前条第1項の規定により教育長に委任された事務その他教育長の権限に属する事務（同条第4項の規定により事務局職員等に委任された事務を含む。）を含む。）の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。

2 教育委員会は、前項の点検及び評価を行うに当っては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする。

## 2 いちき串木野市教育委員会の取組み方針

### （1）点検・評価方法

「教育に関する事務の管理及び執行状況の点検・評価」については、「平成29年度いちき串木野市の教育行政」における各課の重点施策について点検評価することとする。平成21年度から本格実施している、本市におけるいちき串木野市事務事業評価実施要領に基づき、各課の重点施策に関連した主な事務事業については、各課において評価を行い、点検・評価する重点施策の成果・指標として活用するものとする。

### （2）点検・評価対象事業

いちき串木野市教育委員会の基本方針及び重点目標に基づく重点施策の内、5項目について点検評価する。

評価・点検を行なう重点施策

番号	点検・評価重点施策	重点施策に関連する主な事業
1	教育環境の整備充実	空調整備事業
		就学援助費支給事業
2	学力・学習意欲の向上	小中一貫教育推進事業
		英語のまちづくり事業
3	文化芸術活動の充実	萬造寺斉顕彰「黎明の地ふるさと短歌大会」
		市町村による青少年劇場
		文化芸術による子供の育成事業
4	1 各種スポーツ施設の整備充実	総合体育館及び庭球場の指定管理者制度導入
		各社会体育施設の利用促進
		各社会体育施設における計画的な修繕
	2 第75回国民体育大会等への準備	市国民体育大会実行委員会の設立等
5	豊かな食事の提供	地場産食材使用量拡大事業
		地元産米使用量拡大事業

(3) 評価の流れ

- ① 重点施策の取組状況・重点施策に関連する主な事務事業の評価 ⇒ 各課
- ② 外部評価 ⇒ 行政評価会議委員

(4) 行政評価会議委員

点検・評価の客観性を確保するために、いちき串木野市教育委員会行政評価会議設置要綱に基づく5人を選任。

番号	氏名	番号	氏名
1	塩屋 かよ子	4	平野 道幸
2	中島 美代子	5	本村 信一
3	西田 憲智		

(5) 点検・評価のスケジュール

- ① 重点施策及び重点施策に関連する主な事務事業の評価 平成29年12月実施
- ② 外部評価（行政評価会議） 第1回 平成30年1月29日  
第2回 平成30年2月1日
- ③ 教育委員会議案提出 教育委員会 平成30年2月
- ④ 議会への報告 市議会 平成30年3月
- ⑤ 公表（市のホームページ） 平成30年3月末

## II いちき串木野市教育委員会の事務事業の点検・評価結果について

### 1. 平成29年度いちき串木野市教育委員会重点施策点検・評価項目

番号	重点施策点検・評価項目	課名	頁
1	教育環境の整備充実	教育委員会総務課	5
2	学力・学習意欲の向上	学校教育課	6
3	文化芸術活動の充実	社会教育課	7
4	1 各種スポーツ施設の整備充実	市民スポーツ課	8
	2 第75回国民体育大会等への準備		
5	施設設備の整備	学校給食センター	9

## 2. 平成 29 年度いちき串木野市教育委員会重点施策評価調書

### 重点施策の取組状況

教委 総務課

重点施策	1. 教育環境の整備充実 主な事業：①空調整備事業 ②就学援助費支給事務
------	--

#### 【主な取組状況（H29 年 12 月現在）】

- ① H30 と H31 において学校の教育環境の充実を図るため空調設備の整備を実施することとし、H28 には基本設計を行い、今年度は学校毎の実設計を行った（H29.11）ところです。
- ② 要保護・準要保護児童生徒に対する就学援助費については、H28 までは年 2 回（9 月、3 月）の支給でしたが、少しでも早い時期に支給すべきとの判断から、今年度から支給回数を 3 回（7 月、12 月、3 月）に変更しました。  
また、新入学児童生徒に対する通学用品費については、国の支給基準の見直しにあわせて引き上げを行ったところです。  
小学校：20,470 円 ⇒ 40,600 円、中学校：23,550 円 ⇒ 47,400 円

#### 【今後の方向性】

- ① H27 で公立小中学校の耐震化が完了し、今後老朽化した施設の大規模改造、長寿命化に取り組む必要があり、H32 までに各学校の整備方針をまとめることとしています。  
そのような中、当面の課題であります教育環境の整備を進めることとし、H30 に幼稚園（2 園）と中学校（5 校）の、H31 で小学校（9 校）の空調設備の整備を行うこととしています。なお、空調設備の整備により、試算では電気料金が大幅に増大（試算では 70%程度）することが見込まれますが、電力使用量の監視装置の導入や設備の運用を工夫することにより電気料金の抑制に努めることとしています。
- ② 就学援助費のうち新入学児童生徒に対する通学用品費については、入学前に支給することが望ましいとの判断から、国においても制度の見直しが行われました。  
本市におきましても、H31.4 入学予定者に対し H31.3 には支給できるよう制度を改めることとしています。

#### 【外部評価(行政評価会議)主な意見】

- ①空調整備事業
  - 空調の温度設定は一定の温度に拘らず、状況により（体育の授業後等）設定温度を変えるなど、柔軟な対応していただきたい。
  - 音楽室や図工室などの特別教室にも空調設備を設置していただきたい。
  - 教育的な面からも、冬場は衣服による調整も行っていただきたい。また、厳寒時に着用できる衣服等の基準を検討してほしい。
  - 機器更新等は将来を見据え、計画的に行うこと。
- ②就学援助費支給事務
  - 入学時に準備費用がかかるので、PTAが行っている制服のリサイクル販売活動等も周知を図っていただきたい。
  - 保護者に対する通知等は、漏れがないよう努めること。

重点施策	2. 学力・学習意欲の向上 主な事業：① 小中一貫教育推進事業 ② 英語のまちづくり事業
------	--

【主な取組状況（H29年12月現在）】

- ① 本市では、平成23年度から小中連携教育を進めてきました。平成27年度からは、文部科学省の指定を受け、小中一貫教育に取り組んでいます。目的は、小中学校の授業や学校行事等での交流を通じた学力向上と、いじめ・不登校0です。
- そのために、羽島中学校区と生冠中学校区をモデル校区に指定し、公開研究会を行い、その成果を市内全域に広めています。具体的な取組としては、中学校教諭が小学校5・6年生の外国語（英語）や他教科で授業を行う乗り入れ授業等を推進しています。
- ② 学習指導要領の改訂に伴い、平成32年度から小学校5・6年生に週2時間の外国語科が、3・4年生に週1時間の外国語活動が新設されます。また、平成33年度からは中学校の英語科でオールイングリッシュの授業が始まります。文部科学省は、その中学校卒業生の半数以上で英検3級合格を目標としています。
- 現在、本市では、英語のまち事業の一環として中学校にALT1名、小学校にAET（日本人の外国語指導補助員）2名を派遣し、授業の充実に努めています。
- また、英語暗唱・スピーチ大会を開催するとともに、英検を受ける児童生徒に対して検定料の半額程度を補助しています。さらに、英検2次面接の事前指導も行っています。

【今後の方向性】

- ① 小中一貫教育推進事業について
- 小中一貫教育における1年間の取組を実践報告集としてまとめ、市内の全小中学校への研究成果の波及を図ります。
  - 平成30年度以降は、モデル校以外の中学校区で公開研究会を年次的に開催し、小中一貫教育の研究・実践の継続を図ります。
- ② 「英語のまち」事業について
- 英語暗唱・スピーチ大会や英検2次面接指導の充実に図るとともに、中学校卒業までに英検3級合格を目指し、小中学生の英検受検者の増加を図ります。
  - 次年度からの学習指導要領の移行措置期間に5・6年生は50時間（学校によっては70時間）、3・4年生は15時間（同35時間）の外国語科等の授業時数が増加することを踏まえ、AETの小学校への派遣回数を現在の1学級20時間から30時間にすることで、授業の充実に図ります。また、教員の外国語指導力の向上のために、市英語・外国語指導力向上セミナーや校内研修の充実に図って参ります。

【外部評価（行政評価会議）主な意見】

- ① 小中一貫教育推進事業について
- モデル事業で行っている小中一貫教育は、一定の効果が出ていると聞くが、その一方で「高1ギャップ」の不安もあると聞く。どのようにして子どもが自立できるかが課題ではないかと感じる。
  - 学校や家庭を取り巻く環境は昔と比べると変わってきている。地域の力を活用した取り組みを図っていただきたい。
- ② 「英語のまち」事業について
- 小中学校にとどまらず、高校との連携や、社会人を含めた取り組みとしてほしい。
  - 英語教諭だけでなく、他教科の教諭の英語能力を高めていただきたい。また、英語表記の案内も増やしていただきたい。

重点施策	<p>3. 文化芸術活動の充実</p> <p>主な事業：①萬造寺斉顕彰「黎明の地ふるさと短歌大会」</p> <p style="padding-left: 40px;">②市町村による青少年劇場</p> <p style="padding-left: 40px;">③文化芸術による子供の育成事業</p>
------	--

## 【主な取組状況（H29年12月現在）】

## ①黎明の地ふるさと短歌大会

- 平成29年度からの新たな事業。県内の小・中・高・一般を対象に作品を募集（1人1点）
- 応募作品3,153点を県歌人協会員5人による審査を経て、29人の入賞者を市文化祭の中で表彰。
- 12月末、作品集を作成し、県内全市町村、応募した学校及び関係者に配布

## ②市町村による青少年劇場

- 11.6 荒川小で児童演劇「あした あさって しあさって」を鑑賞

## ③文化芸術による子供の育成事業

- 6.16 生冠中でかわせみ座による演劇の鑑賞及び生徒による体験上演
  - 7.4 串西中で日本講談協会による講談の鑑賞及び生徒による体験上演
  - 11.15 旭小でアートイン Asibina による演劇の鑑賞及び児童による体験上演
  - 11.20 串中で東京アンサンブルによる演劇の鑑賞及び生徒による体験上演
  - 12.11 市来小で雅楽の鑑賞及び児童による体験上演
- ※文化芸術による子供の育成事業は、事前に公演者が児童・生徒とワークショップを行い、公演当日、児童・生徒が体験上演等を実施する。

## 【今後の方向性】

## ①黎明の地ふるさと短歌大会

- 県内の小・中・高・一般を対象に作品を募集し、優秀作品の表彰及び作品集を作成する。

## ②市町村による青少年劇場

- 学校からの要望に応じ、予算の範囲内で実施していく。

## ③文化芸術による子供の育成事業

- 学校からの要望を踏まえ、文化庁に申請していく。

## 【外部評価(行政評価会議)主な意見】

## ①黎明の地ふるさと短歌大会

- 受賞作品を萬造寺斉の記念碑付近に掲示することで新たなスポットになる。また、地区ごとでその地区ならではの短歌大会ができないか。
- 広報紙に一部の作品は掲載されたが、より多くの作品を掲載していただきたい。

## ②市町村による青少年劇場

- 多くの方が観劇できるように地域への周知や、他の学校も一緒にできないか工夫していただきたい。

## ③文化芸術による子供の育成事業

- 地域にある伝統文化や郷土芸能についても、広く知ってもらえるよう努めていただきたい。

重点施策	<p>4-1. 各種スポーツ施設の整備充実</p> <p>主な事業：①総合体育館及び庭球場の指定管理者制度導入</p> <p style="padding-left: 2em;">②各社会体育施設の利用促進</p> <p style="padding-left: 2em;">③各社会体育施設における計画的な修繕</p> <p>4-2. 第75回国民体育大会等への準備</p> <p>主な事業：①市国民体育大会実行委員会の設立等</p>
------	--

【主な取組状況（H29年12月現在）】

4-1

- 平成29年度から新たに総合体育館・庭球場の指定管理者制度導入を行った。
- 総合体育館・庭球場のトイレ補修や市来弓道場の防護用板の取り付けなど利用者の利便性を考慮し、利用促進に努めている。また、総合体育館については、柔道畳を整備する。

4-2

- 平成32年度開催の鹿児島国体向け、いちき串木野市実行委員会を平成30年1月30日設立する。愛媛国体及び全国障がい者スポーツ大会視察実施。平成29年度より市民スポーツ課内に国体準備係が設置された。

【今後の方向性】

4-1

- 総合体育館及び庭球場については、平成29年度から指定管理者制度の導入により、大会等の更なる利用が見込まれる。また、総合体育館については、柔道畳の整備により柔道等の競技にも利用が拡大される。その他の体育施設においても、指定管理者と連携しながら、大会等の誘致に努めるとともに、自主事業等の開催に取り組む必要がある。
- 社会体育施設の維持管理については、利用者ニーズを考慮しながら、施設の計画的な修繕を実施するとともに、施設の長寿命化を目指しながら利用促進を図っていく必要がある。また、今後、公共施設等個別施設計画を策定し、将来の社会体育施設のあり方を検討していく必要がある。

4-2

- 鹿児島県と連携を図り、国民体育大会・全国障害者スポーツ大会の開催に向けた準備を進めていく。また、本市開催競技の実施準備や国体等のPR等実行委員会等で協議検討していく。

【外部評価(行政評価会議)主な意見】

4-1

- ①総合体育館及び庭球場の指定管理者制度導入
- ②各社会体育施設の利用促進
  - サービス向上や効率的な運営を図るにあたっては、指定管理者と定期的な意見交換を行う仕組みづくりを行っていただきたい。
  - 各施設の利用料や、学校開放制度について、十分周知を図っていただきたい。
- ③各社会体育施設における計画的な修繕
  - 体育施設で修繕の必要が生じた場合は、効率的に行っていただきたい。

重点施策	<p>5. 豊かな食事の提供</p> <p>主な事業：①地場産食材使用量拡大事業 ②地元産米使用量拡大事業</p>
------	---

## 【主な取組状況（H29年12月現在）】

① 学校給食センターでは、学校給食の食材はできる限り地場産物を使用するよう努めており、給食物資納入業者に地場産食材の納入を依頼するほか、農業塾（市が就農を目指す市民の栽培技術を支援し、自立経営を促進する生産者グループ）から購入しています。

主な地場産は農産物（たまねぎ、じゃがいも、ニンジン等）で、平成29年度（4月～12月）は6,322kgで、購入野菜の約16.7%となっています。（県内産26.1%、県外産57.2%）

また、このほか児童生徒に地域の文化や産業に対する理解を深めてもらうため、特産品であるさつま揚げ、ちりめん、味平かぼちゃ、まぐろ、温州みかんなどを使った給食を提供しています。

② 平成29年度から学校給食の米飯に地元産の米（ヒノヒカリ）を使用しています。

平成27年度までは、地元の生産者から購入したものを市内で精米し、給食に活用していましたが、価格・品質等に課題もあり年に数回程度の使用でした。このようなことから、JAさつま日置農協、JA鹿児島県経済連、鹿児島県学校給食会と協議を進めた結果、平成29年度から年間を通じて、通常の学校給食米と同額で地元産米を納入していただくようになりました。

米飯給食は、基本的に月・水・金の週3回としています。

## 【今後の方向性】

学校給食における地元産食材（農産物）の使用量を拡大するためには、生産履歴や理化学検査（残留農薬や添加物など）等の措置が講じられていること、市外の市場と同程度の価格であること、必要な時に安定した量を確保できることが大きな課題となっています。そのため、県鹿児島地域振興局農政普及課や市農政課と協議を進めながら、安全、安価で、安定した食材の納入を取り扱う組織（生産者等で組織する給食部会など）づくりに努めるとともに、引き続き、学校給食納入物資や農業塾、JAさつま日置農協等と連携を図りながら、地場産食材や地元産米の拡大並びに充実に努めてまいります。

また、併せて、児童生徒に地域の文化や産業に対する理解を深めてもらうため、ポンカンやサワーポメロなど特産品を使った給食の提供に努めてまいります。

## 【外部評価（行政評価会議）主な意見】

①地場産食材使用量拡大事業

②地元産米使用量拡大事業

○野菜物価が高騰する中、給食費は値上げすることなく、栄養バランスも考えられており、評価できる。

○アレルギーの対応も面談等を実施するなど、十分対応が取られている。

○今後も地場産物の使用率を上げるための生産者等との組織づくりに努めてほしい。

# 資料

## 重点施策に関連する主な事務事業項目

番号	点検・評価重点施策	重点施策に関連する主な事業	
1	教育環境の整備充実	空調整備事業	10
		就学援助費支給事業	
2	学力・学習意欲の向上	小中一貫教育推進事業	11
		英語のまちづくり事業	
3	文化芸術活動の充実	萬造寺斉顕彰「黎明の地ふるさと短歌大会」	12
		市町村による青少年劇場	
		文化芸術による子供の育成事業	
4	1 各種スポーツ施設の整備充実	総合体育館及び庭球場の指定管理者制度導入	13
		各社会体育施設の利用促進	
		各社会体育施設における計画的な修繕	
	2 第75回国民体育大会等への準備	市国民体育大会実行委員会の設立等	
5	豊かな食事の提供	地場産食材使用量拡大事業	14
		地元産米使用量拡大事業	

## H29重点施策に関連する主な事務事業一覧

番号	主要施策	事務事業名	所管課	事務事業の概要	主な活動指標		主な成果指標		事業の成果・課題・評価
					指標名	実績(見込)	成果名	実績(見込)	
1-①	教育環境の整備充実	空調整備事業	教委総務課	<p>これまで、保健室、図書室、校長室など一部の部屋には空調設備を整備してきたが、それ以外の部屋については扇風機等に対応している状況である。</p> <p>夏場は室内においても熱中症の心配をされる状況もあることから、普通教室、職員室、事務室などにも空調設備(冷暖房)を全小中学校、幼稚園にH30、H31の2年間で整備しようとするものである。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>基本設計(H28)による概算事業費 約3億円</li> </ul> <p>H29は、H30、H31の事業実施に向け、各小中学校、幼稚園毎の実施設計を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>H29普通教室数 113(幼6、小75、中32)</li> </ul>	実施設計の実施	実施済み	実施設計書の作成	作成済み(H29.11)	<p>事業設計により各小中学校、幼稚園毎の具体的事業経費の算定ができた。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>実施設計経費(幼・小・中全校) 8,424,000円</li> </ul> <p>現在H30予算編成作業中であるが、実施設計に基づき、H31事業分を含めて全体的な補助金の活用など細部の検討を行っている。</p> <p>事業としては、9月中を目処に工事を行い、2学期から空調設備を使えるようにしたいと考えている。</p> <p>なお、空調設備の整備により、電気料金の増大が見込まれるため、運用開始までに空調機の使用基準など運用基準を策定する必要がある。</p>
1-②	教育環境の整備充実	就学援助費支給事務	教委総務課	<p>経済的な理由により就学が困難と認められる学齢児童及び学齢生徒の保護者に対し、就学援助費を支給することにより、義務教育の円滑な実施に資することを目的とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 準要保護認定:6月</li> <li>○ 就学援助費の支給:7月、12月、3月(H28は、9月、3月)</li> <li>○ 援助費の内訳 <ul style="list-style-type: none"> <li>・学用品費</li> <li>・通学用品費</li> <li>・校外活動費</li> <li>・体育実技用具費</li> <li>・修学旅行費</li> <li>・新入学児童生徒通学用品費</li> <li>・医療費</li> <li>・学校給食費</li> </ul> </li> </ul>	<p>要保護及び準要保護児童生徒認定者数</p> <p>就学援助費支給額</p>	<p>[準要保護]</p> <p>小 261人 中 153人 計 414人</p> <p>[要保護]</p> <p>小 21人 中 8人 計 29人</p> <p>小学校 16,747千円 中学校 15,571千円 計 32,318千円</p>	<p>支給時期の見直し</p> <p>年2回 9月、3月 ⇒ 年3回 7月、12月、3月</p> <p>新入学児童生徒通学用品費の引き上げ</p> <p>・小学校 20,470円 ⇒ 40,600円 ・中学校 23,550円 ⇒ 47,400円</p>	<p>要保護・準要保護児童生徒に対する就学援助費の支給回数を3回(7月、12月、3月)に変更した。</p> <p>また、新入学児童生徒に対する通学用品費については、国の支給基準の見直しにあわせて引き上げを行った。</p> <p>新入学児童生徒に対する学用品費について、H31.4入学予定者に対しH31.3には支給できるよう制度改正予定。</p>	

## H29重点施策に関連する主な事務事業一覧

番号	主要施策	事務事業名	所管課	事務事業の概要	主な活動指標		主な成果指標		事業の成果・課題・評価
					指標名	実績(見込)	成果名	実績(見込)	
2-①	学校経営の充実 (小中一貫教育推進事業)	小中一貫教育推進事業	学校教育課	学力向上及びびいじめ・不登校0をめざし、文部科学省の指定を受け、小中で一貫した教育目標と教育課程を設定し、いわゆる「中1ギャップ」を乗り越えるための施策を行う。	小中合同研修会 3回以上	各中学校区 3回以上	小中合同研修会 3回以上	各中学校区 3回以上	各中学校区の実情に応じた研修会が行われている。7月には羽島中学校区、11月には生冠中学校区の公開研究会を行い、今後は全市へ広げる予定である。27年度から先遣地視察を行ってきた成果が乗り入れ授業等に成果として表れつつある。今後、児童生徒や保護者対象のアンケートを行い、施策に反映させる必要がある。
2-②	学力・学習意欲アップ (英語のまちづくり事業)	英語のまちづくり事業	学校教育課	世界に拓かれたまちの一環として「英語のまちづくり事業」を行い、小中学校の教員の指導力向上、児童生徒の英語を使用したコミュニケーション能力の向上を図るため、教員研修会、小中学校外国語活動補助、英語検定半額補助等を行う。	小中合同研修会 実践報告集の作成 英語学力県平均以上	各中学校区 年度末に作成 年度末に作成 県平均以上	小中合同研修会 実践報告集の作成 英語学力県平均以上	各中学校区 年度末に作成 年度末に作成 県平均以上	小・中学校教師の英語を使ったコミュニケーション能力の育成に貢献し、クラスルームイングリッシュをはじめとした環境整備ができてきている。小・中学校の接続も円滑になってきた。中学校ではオールイングリッシュの授業の試行を行っている。英語検定は、志願者が平成27年度(343人)に比べて減少しているが、合格率は県平均よりも高い。

# H29重点施策に関連する主な事務事業一覧

番号	主要施策	事務事業名	所管課	事務事業の概要	主な活動指標		主な成果指標		事業の成果・課題・評価
					指標名	実績(見込)	成果名	実績(見込)	
3-①	文化芸術活動の充実	黎明の地ふるさと短歌大会	社会教育課	<ul style="list-style-type: none"> <li>H29年度新規事業</li> <li>県内の小・中・高・一般から1人1作品を募集</li> <li>県短歌協会の審査員5人により審査</li> <li>入賞者29人をして文化祭で表彰</li> <li>作品集を作成し、県内全市町村、応募学校及び関係者に送付</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>県内小・中・高・一般対象</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>応募者数</li> <li>小学生: 677人</li> <li>中学生: 1,545人</li> <li>高校生: 726人</li> <li>一般: 205人</li> <li>計 3,153人</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>県内小・中・高・一般対象</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>応募者数</li> <li>小学生: 677人</li> <li>中学生: 1,545人</li> <li>高校生: 726人</li> <li>一般: 205人</li> <li>計 3,153人</li> </ul>	<p>【成果】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>新規事業ながら相応の応募者数があった。</li> </ul> <p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>作品応募の更なる周知に努める必要がある。</li> <li>留学生からの応募があったことから、今後、留学生(外国人)部門の設定を検討する必要がある。</li> </ul> <p>【評価】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>本市の将来都市像である「ひとが輝き文化の薫る 世界に拓かれたまち」を推進する本市の特色ある事業である。</li> </ul>
3-②	文化芸術活動の充実	市町村による青少年劇場	社会教育課	<ul style="list-style-type: none"> <li>11.6 荒川小で児童演劇「あした あさってしあさって」を鑑賞</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>3校が要望(荒川小、市来小、照島小)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>1校で実施(荒川小)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>荒川小で実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>鑑賞者 46人</li> <li>経費 378千円</li> </ul>	<p>【成果】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>質の高い児童演劇の鑑賞ができた。</li> </ul> <p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>要望するすべての学校での公演ができていない。</li> </ul> <p>【評価】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>鑑賞機会の少ない質の高い演劇を鑑賞でき、心豊かな青少年育成を推進する事業である。</li> </ul>
3-③	文化芸術活動の充実	文化芸術による子供の育成事業	社会教育課	<ul style="list-style-type: none"> <li>6.16生冠中であわせみ座による演劇の鑑賞及び生徒による体験上演</li> <li>7.4串西中で日本講談協会による講談の鑑賞及び生徒による体験上演</li> <li>11.15旭小でアートインAsibinalによる演劇の鑑賞及び児童による体験上演</li> <li>11.20串中で東京アンサンブルによる演劇の鑑賞及び生徒による体験上演</li> <li>12.11市来小で雅楽の鑑賞及び児童による体験上演</li> </ul> <p>※文化芸術による子供の育成事業は、事前に公演者が児童・生徒とワークショップを行い、公演当日、児童・生徒が体験上演等を実施する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>6校が要望(生冠中、串西中、旭小、串中、市来中、串小)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>5校で実施(生冠中、串西中、旭小、串中、市来中)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>5校で実施(生冠中、串西中、旭小、串中、市来中)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>鑑賞者 194人</li> <li>生冠中: 149人</li> <li>串西中: 103人</li> <li>旭小: 386人</li> <li>串中: 345人</li> <li>市来小: 1,177人</li> <li>計: 1,177人</li> <li>経費 なし</li> </ul>	<p>【成果】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>質の高い芸術の鑑賞及び体験上演ができた。</li> </ul> <p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>要望するすべての学校での公演ができていない。(小規模校においては、複数校合同で鑑賞している。)</li> </ul> <p>【評価】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>鑑賞機会の少ない質の高い演劇の鑑賞及び体験上演ができ、心豊かな青少年育成を推進する事業である。</li> </ul>

## H29重点施策に関連する主な事務事業一覧

番号	主要施策	事務事業名	所管課	事務事業の概要	主な活動指標		主な成果指標		事業の成果・課題・評価
					指標名	実績(見込)	成果名	実績(見込)	
4-1-①	各種スポーツ施設の整備充実	総合体育館の運営及び維持管理	市民スポーツ課	平成29年度から総合体育館及び庭球場は、サービスの向上と効率的な運営を図るため、指定管理者制度の導入を行った。	総合体育館指定管理料	21,874千円	総合体育館指定管理料	21,874千円	平成29年度の4～11月の総合体育館及び庭球場の利用者はそれぞれ45,415人と9,201人で、前年度同月期は36,741人と6,814人で、それぞれ8,674人(23.6%)と2,387人(35.0%)増加している。今後も大会等の誘致に努め、利用者増を図る。
4-1-②	各種スポーツ施設の整備充実	各社会体育施設の利用促進	市民スポーツ課	各社会体育施設の利用促進を図った。	利用者促進	H28. 4～11月 利用者合計 173,798人 H28利用者合計 257,815人 H29. 4～11月 利用者合計 175,149人 H29利用者合計 見込259,877人	利用者促進	H28. 4～11月 利用者合計 173,798人 H28利用者合計 257,815人 H29. 4～11月 利用者合計 175,149人 H29利用者合計 見込259,877人	社会体育施設の平成29年度の4～11月の利用者合計は175,149人で、台風の影響で、プール等臨時休場があったものの前年度同月期よりも1,351人(0.8%)増加している。今後も大会等の誘致に努め、利用者増を図る。
4-1-③	各種スポーツ施設の整備充実	各社会体育施設における計画的な修繕	市民スポーツ課	社会体育施設の老朽化部分の修繕及び整備充実を図った。	体育施設修繕料	2,139千円	体育施設修繕料	2,139千円	総合体育館、庭球場のトイレ改修や市来弓道場の防護用板の取付など利用者への利便性を考慮し、利用促進に努めている。今後、公共施設等個別施設計画を策定し、将来の社会体育施設のあり方を検討していく必要がある。
4-2-①	第75回国民体育大会等への準備	市民体育大会実行委員会の設立等	市民スポーツ課	国民体育大会の設立等	市実行委員会設立 先遣地視察	857千円	市実行委員会設立 先遣地視察	857千円	平成32年度開催の鹿児島県国体へ向け、いちき串木野市実行委員会を平成30年1月30日設立する。愛媛国体及び全国障がい者スポーツ大会視察実施。平成29年度より市民スポーツ課内に国体準備係が設置された。

## H29重点施策に関連する主な事務事業一覧

番号	主要施策	事務事業名	所管課	事務事業の概要	主な活動指標		主な成果指標		事業の成果・課題・評価
					指標名	実績(見込)	成果名	実績(見込)	
5	豊かな食事の提供	(1)地場産食材使用量拡大事業	学校給食センター	地場産物を学校給食に活用することにより、児童生徒が地域の文化や産業に対する理解を深め、あわせて児童生徒の心身の健全な発達に寄与する。	地場産食材(野菜)の使用率調査	購入した食材(野菜・果物類)を産地別に重量換算する。	地場産食材(野菜)の使用率	平成29年度(4月～12月)16.7% 平成28年度16.2%	平成28年度の地場産食材の使用率16.2%に対し、平成29年度(12月末)で16.7%であり0.5ポイント上回っている。今後引き続き地元産食材の使用拡大に努めるとともに、地場産食材の使用拡大を図るため関係機関や関係団体が連携を図り、生産者等による給食部会等組織の構築に努める必要がある。
		(2)地元産米使用量拡大事業	学校給食センター	地場産物を学校給食に活用することにより、児童生徒が地域の文化や産業に対する理解を深め、あわせて児童生徒の心身の健全な発達に寄与する。	地元産米の使用量調査	購入した地元産米をの重量を換算する。	地元産米の使用量	月使用量約2,000kg 4月～12月累計使用量16,420kg 年間見込25,000kg	平成28年度までの地元産米(精米)の使用量は年間約1,800kg(9回/年)であったが、平成29年度は年間(120回/年)を通して地元産米での米飯給食を提供できるようになり、12月末で約16,420kgの使用量となっている。今後引き続き、関係機関や関係団体と連携を図り、学校給食に安全で安定した地元産米を提供できるように努めていく必要がある。

## いちき串木野市教育委員会行政評価会議設置要綱

### (設置)

第1条 教育委員会の権限に属する事務の管理並びに執行の状況の点検及び評価を行うため、いちき串木野市教育委員会行政評価会議（以下「評価会議」という。）を置く。

### (所掌事務)

第2条 評価会議は、いちき串木野市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が所管する事務の管理並びに執行の状況の点検及び評価を行う。

### (組織)

第3条 評価会議は、委員5人以内で組織する。

2 委員は、教育に関し学識経験を有する者の中から、教育委員会が委嘱する。

### (任期)

第4条 委員の任期は、委嘱日から当該委嘱日の属する年度末までとする。

2 委員は、再任されることができる。

3 委員に欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

### (会長)

第5条 評価会議に、会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、評価会議を代表する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

### (会議)

第6条 評価会議の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 会長は、会議の議長となり、議事を整理する。

4 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

### (庶務)

第7条 評価会議の庶務は、教育委員会総務課において処理する。

### (その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、評価会議の運営に関し必要な事項は、別に定める。

### 附 則

この要綱は、平成22年10月26日から施行する。